

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から59年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から59年7月まで

私は、昭和59年にA県の会社を退職後、B市の実家に戻り、B市C支所で転入手続をした際に、同市職員から国民年金の加入及び未納保険料について話があったので、私の父親に相談したところ、将来、年をとった時に困るから加入するように言われ、それまで一度も国民年金保険料を納付したことがなかったが、同支所で加入手続を行い、後日送付された納付書により保険料を納付した。

その国民年金保険料額は、約14万円から16万円で、そのうち半分を父に負担してもらった記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和59年4月頃に払い出されたものと推認できることから、申立人の国民年金加入手続はこの頃に行われ、同時にその国民年金被保険者資格が遡って取得されたものと考えられ、申立期間のうち時効となっていない57年1月から59年7月までの国民年金保険料については同手帳記号番号により納付することが可能であった。

また、申立人は、i) B市C支所で転入手続を行った際に、同市職員から国民年金の加入勧奨を受け、未納となっている保険料額を教えてもらったこと、ii) 申立人の父親に相談したところ、その父親から国民年金に加入するように勧められたため、同支所で加入手続を行ったこと、iii) その後、年金手帳及び保険料納付書が送られてきたが、保険料が高かったため父親に半額負担しても

らい全額納付したこと、iv) 申立人は納付した申立期間の保険料額は約 14 万円から 16 万円くらいとしており、国民年金に加入した時点で納付可能な保険料額とほぼ一致していることなど、申立人の国民年金への加入及び保険料の納付についての記憶が明確であり申立内容に不自然さは無い。

さらに、申立人に国民年金に加入することを勧めたとする申立人の父親は、国民年金保険料の未納が無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っている上、申立人の母親についても年金保険料の未納が無いことから、申立人の家族は保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和56年2月から同年12月までの期間は、国民年金の加入手続を行ったと考えられる59年4月の時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から59年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

私は、申立期間①当時はA事業所に勤務しており、母親から勧められ国民年金に加入した。当時、B市役所の1階で国民年金保険料を納付し、年金手帳に押印してもらった記憶がある。

また、申立期間②の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料が未納とされているが、私が併せて納付していた私の元妻の当該期間の保険料は納付済みとされている。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立期間は3か月と短期間であり、オンライン記録等により、その前後の期間の国民年金保険料が納付済みであること、及び当時の申立人の妻は当該期間の保険料が納付済みであることが確認できる上、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間において保険料の未納期間が無く、保険料の納付意識が高かったものと認められることから、自身とその妻の保険料を併せて納付していたとする申立人が申立期間②の保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立期間①について、申立人は、申立人の母親に勧められ国民年金に加入し保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和46年4月頃に払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間①は時効によ

り保険料を納付できない期間である上、当該期間はオンライン記録上国民年金に未加入とされている期間であり、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道厚生年金 事案 3921

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和40年4月1日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から41年3月25日まで

A社において昭和40年4月1日から勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が41年3月25日となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人を含む9人の厚生年金保険被保険者資格取得日が訂正されており、訂正前の資格取得日は、全員が昭和40年4月1日であることが確認できる上、当該原票には訂正処理日及び訂正事由等の記載も無い。

さらに、当該9人のうち申立人を含む6人が所持する厚生年金保険被保険者証によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和40年4月1日と記載されていることから、全員が同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

加えて、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、当該9人の被保険者資格取得日は、昭和40年4月1日と記載されており、訂正等の形跡は無い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、かかる処理を行う合理的な理由はなく、上記被保険者資格取得日に係る記録訂正は有効なもの

とは認められないことから、事業主は、申立人が昭和40年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる取得日訂正前の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 15 日から 41 年 4 月 21 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 2 年 3 か月後の昭和 43 年 8 月 15 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、申立期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は、上記のとおり昭和 43 年 8 月 15 日に支給決定されたことを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は 41 年 10 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が申立期間の脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

加えて、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかしながら、当該未請求の期間は、申立人が最初に勤務した事業所における被保険者期間である上、17 か月と長期間であることを踏まえると、申立人がこれ

を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 20 日から 48 年 5 月 10 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 1 年 2 か月後の昭和 49 年 7 月 23 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、申立期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は、上記のとおり昭和 49 年 7 月 23 日に支給決定されたことを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は 48 年 5 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が申立期間の脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の 2 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかしながら、3 回の被保険者期間のうち 2 回の被保険者期間について申立人がこれを失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を29万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月28日

平成17年12月28日にA社から支給された賞与について、標準賞与額の記録が確認できなかったところ、同社では、年金事務所に賞与支払届を提出したものの、当該賞与に係る厚生年金保険料は時効により納付できなかったとしている。

しかし、厚生年金保険料が当該賞与から控除されていたことを確認できる賞与明細書を保管しているので、申立期間について、年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する賞与明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成17年12月28日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に見合う標準賞与額(29万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事

務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和46年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月13日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が確認できない。

申立期間当時は、A社B支店から同社C支店に転勤した時期であるが、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された人事カード及び同社の回答から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（A社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の人事カード及び申立人と同様にA社B支店から同社C支店に異動した同僚の記録から判断すると、昭和46年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和46年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当

たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和43年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月31日から43年1月1日まで
申立期間は、A社に勤務していた期間であるが、C県からD県に転勤した際の年金記録が1か月欠落していた。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び事業主が保管する申立人に係る社員票により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年1月1日にA社C出張所から同社D本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C出張所における昭和42年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の社会保険に関する資料が無いため、詳細については不明である。」と回答しているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和43年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを誤って42年12月31日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所

が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA市B局C部（現在は、A市D局）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和60年12月9日、同資格喪失日に係る記録を61年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月9日から61年9月1日まで

申立期間について、臨時E職としてA市立F事業所で勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が無い。勤務していたことは確かなので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市立F事業所にはG事業の担当として採用された。」と主張しているところ、申立人が同事業所で臨時E職として一緒に勤務していたと名前を挙げた同僚は、「申立期間当時、G事業の対象者が増えたため、臨時E職の増員があり、その際に申立人が採用された。」と供述するとともに、申立人が名前を挙げた同事業所の申立期間当時の所長及び二人の正職員であったE職も、「臨時E職であった申立人と同事業所で一緒に勤務していた。」と供述している。

また、申立人から提出された写真のうち、申立人が名前を挙げた対象者と一緒に写した餅つきの写真について、上記所長は、「餅つきは、例年12月上旬の10日前後に行っていた。また、当該対象者は、昭和60年4月に入所したことを覚えている。」と供述するとともに、同所長と上記臨時E職は、「申立人は、H社にスカウトされて急きょ退職することになったが、H社の事業所に移る日まで勤務していた。」と供述しているところ、申立人の雇用保険の被保険者記

録では、昭和 61 年 9 月 1 日に H 社で被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人が申立期間において A 市立 F 事業所に勤務していたことが認められる。

さらに、A 市 D 局は、「A 市の期間雇用者は、社会保険の適用対象であり、臨時 E 職の任用条件も、期間雇用者と同じで、雇用期間の長短により社会保険の適用条件が変わることはない。」と回答している上、前記の所長及び二人の正職員も、「臨時 E 職は、6 か月から 1 年の期間雇用者であり、社会保険の強制適用の対象者であった。」と供述している。

加えて、A 市 B 局 C 部に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた 16 人に照会し、12 人から回答が得られたところ、全員が臨時 E 職として勤務し、採用当初から雇用期間が定まっていた期間雇用者であったこと、社会保険については、勤務当初から加入していたこと、E 職は、正職員又は期間雇用の臨時 E 職以外はいなかったことを供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、前記複数の臨時 E 職の社会保険事務所（当時）の記録から判断すると、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「社会保険の手続きは間違いなく適正に行っており、A 市に手続漏れがあったとは考えられない。」としているが、申立期間における被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後同被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 60 年 12 月から 61 年 8 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（26万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月1日から20年4月1日まで

A社における標準報酬月額は、平成18年4月にそれまでの26万円から11万円に減額されているが、給与明細（写し）のとおり当時の給与額は約26万円であるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、平成20年4月10日付けで遡って11万円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人を除く5人についても、同日付けで28万円から20万円までの標準報酬月額が遡って11万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人及びオンライン記録により申立期間に当該事業所で厚生年金保険の加入記録が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚7人の合計8人に照会したところ、5人から回答が得られたが、いずれも「給与計算業務は社長が担当していたが、会社の経営状態は苦しく、給与が遅延したことがあり、給与明細さえ交付されないこともあった。」と供述し、そのうち3人は「ねんきん定期便により自分の標準報酬月額が減額訂正されていることを知った。」と供述している。

さらに、年金事務所から提出された当該事業所に係る滞納処分票（写し）及び保険料収納状況照会回答票（写し）によると、当該事業所は、平成17年度から22年度まで社会保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正

があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る被保険者資格喪失日（昭和55年6月13日）及び資格取得日（同年12月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を55年6月から同年9月までは9万8,000円に、同年10月及び同年11月は16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月13日から同年12月1日まで
A社で昭和44年9月10日から平成8年4月21日まで継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録によると、A社において昭和44年9月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、55年6月13日に同資格を喪失後、同年12月1日に同社において再度同資格を取得しており、同年6月から同年11月までの申立期間に係る被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人及びオンライン記録により申立期間当時当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格が確認でき、生存及び所在が確認できた14人の計16人に照会し、10人から回答が得られたところ、そのうち申立人の申立期間における勤務が継続していた旨を供述している6人のうち4人は、「申立人は、申立期間において雇用形態に変化は無く、退職、再入社の実事も無い。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、上記 16 人の厚生年金保険の被保険者記録は勤務期間において継続していることが確認できるとともに、複数の同僚が、申立人の同被保険者記録の欠落について、労働組合への関与の影響を供述しているところ、当該事業所は、「労働組合に従事する者は、通常の勤務時間終了後に労働組合の業務を行っており、勤務形態は通常と変わらない。」と回答している上、上記 16 人のうち申立人と同様に申立期間当時に当該事業所の労働組合役員であったことが確認できた 5 人の同被保険者記録は申立期間において継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 55 年 5 月及び同年 12 月の社会保険事務所（当時）の記録から、同年 6 月から同年 9 月までは 9 万 8,000 円、同年 10 月及び同年 11 月は 16 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の関係資料が無く不明としているが、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 55 年 6 月から同年 11 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道国民年金 事案 2042

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から55年3月まで

昭和55年9月頃にA市B区役所で私たち夫婦の婚姻届を提出しようとしたところ、同区役所の職員から、夫婦二人共に国民年金に未加入なので、加入して、*歳から未納となっている国民年金保険料を納付しなければ、婚姻届は受理することができないと言われた。

そのため、後日、私の妻が夫婦二人の*歳まで遡った国民年金保険料を同区役所の窓口でまとめて納付し、改めて提出した婚姻届が受理された。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の妻が、A市B区役所に婚姻届を提出しようとしたところ、未納となっている国民年金保険料を納付しなければ婚姻届は受理できないと説明されたため、妻が、後日、申立期間の保険料を妻の保険料と併せて同区役所の窓口で納付した。」としているが、A市では、「国民年金と婚姻の届出は無関係であり、未納となっている保険料を納付しなければ婚姻届が受理できないという説明をするとは考えられない。また、過年度保険料となる当該期間の保険料を同区役所内で納付することはできなかった。」としており、申立人の申立内容は不合理である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査等により昭和55年10月頃に払い出されたものと推認でき、申立人の国民年金の加入手続はこの頃に行われたものと認められるところ、i) 加入手続時点で、申立期間のうち、51年4月から53年6月までは、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であること、ii) 53年7月から55年3月までは、過年度納付により保険料の納付が可能な期間であ

るところ、申立人は、申立人の妻が申立期間の保険料をA市B区役所の窓口で納付したと主張しているが、同区役所内では過年度保険料の収納は行っていなかったとしていることから、申立人の申立内容に不自然さがある。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料等（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から55年3月まで

昭和55年9月頃にA市B区役所で私たち夫婦の婚姻届を提出しようとしたところ、同区役所の職員から、夫婦二人共に国民年金に未加入なので、加入して、*歳から未納となっている国民年金保険料を納付しなければ、婚姻届は受理することができないと言われた。

そのため、後日、私が夫婦二人の*歳まで遡った国民年金保険料を同区役所の窓口でまとめて納付し、改めて提出した婚姻届が受理された。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市B区役所に婚姻届を提出しようとしたところ、未納となっている国民年金保険料を納付しなければ婚姻届は受理できないと説明されたため、後日、申立期間の保険料を夫の保険料と併せて同区役所の窓口で納付した。」としているが、A市では、「国民年金と婚姻の届出は無関係であり、未納となっている保険料を納付しなければ婚姻届が受理できないという説明をすることは考えられない。また、過年度保険料となる当該期間の保険料を同区役所内で納付することはできなかった。」としており、申立人の申立内容は不合理である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査等により昭和55年10月頃に払い出されたものと推認でき、申立人の国民年金の加入手続はこの頃に行われたものと認められるところ、i) 加入手続時点で、申立期間のうち、52年10月から53年6月までは、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であること、ii) 53年7月から55年3月までは、過年度納付により保険料の納付が可能な期間で

あるところ、申立人は、申立期間の保険料をA市B区役所の窓口で納付したと主張しているが、同区役所内では過年度保険料の収納は行っていなかったとしていることから、申立人の申立内容に不自然さがある。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料等（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2044

第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月から11年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料について、納付が遅れていたためA市B区役所でひと月分ずつの納付書を交付してもらい、4回に分けてC郵便局で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、平成11年6月の免除申請の際にA市B区役所でひと月ごとの納付書を交付してもらい、同年6月、8月、10月及び12月に夫の遺族年金が給付された後、C郵便局で納付した。」と主張しているところ、オンライン記録により、申立人に対し平成12年6月21日に納付書が交付されていることが確認でき、申立人は11年5月から12年3月までの期間について、国民年金保険料の免除承認を受けているが、その追納の申出を行っていない上、申立人に申立期間以外の未納期間が無いことから、当該納付書は申立期間に係る過年度納付書であると考えられる。

しかしながら、申立人は、交付された納付書により平成11年12月までに申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間の納付書が交付された時期が12年6月であることを踏まえれば、申立人の主張は不自然であり、また、基礎年金番号制度が導入された9年1月以降の同一年内において、保険料の納付記録が4度も誤って処理されたものとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2045

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から44年3月まで

私は、成人式で国民年金に関する講演を聞いたことから、20歳になってすぐの昭和42年*月に、自宅近くにあったA市B出張所で国民年金の加入手続を行った。

当時は大学生であったが、毎月母親から小遣いをもらっていたほか、家業の手伝いをしてアルバイト料をもらっており、その中からひと月当たり250円から300円ほどの国民年金保険料を数か月ごとに納付していた記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学在学中である昭和42年*月頃に国民年金に加入したとして、A市の被保険者名簿及び特殊台帳(マイクロフィルム)において、当該時期に申立人が国民年金の任意加入手続を行った記録が確認できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和46年4月頃に払い出されたものと推認できるところ、当該時点において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間中の国民年金保険料をA市B出張所で納付したと述べているところ、申立期間当時に同出張所で保険料を納付する場合には、国民年金印紙を購入して国民年金手帳に貼り付け、検認を受ける必要があったが、申立人にはその記憶がない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2046

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月から58年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月から58年2月まで

私は、昭和55年9月に会社を退職し、すぐにA県B市役所で国民年金の加入手続きを行い、同年同月から58年3月に結婚するまでの間、滞ることなく国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者状況調査等により、昭和61年7月頃に払い出されたものと推認でき、その時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当該期間はオンライン記録上未加入とされている期間であり、申立期間当時、申立人に対し別の国民年金記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続きを行った際に使用したとする年金手帳を所持しており、当該年金手帳の厚生年金保険記号番号欄には、申立人が昭和52年9月から申立期間直前の55年8月まで厚生年金保険に加入した際に払い出された同記号番号が記載されているところ、同手帳の国民年金記号番号欄には、上述の61年7月頃に払い出されたと推認される同記号番号が記載されており、これらの事実は、会社を退職後すぐに国民年金の加入手続きを行ったとする申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月から同年9月まで

平成9年2月に私がそれまで勤務していた職場を退職したことに伴い、私の妻が同年4月にA市B区役所で国民健康保険の加入手続を行った際、同区役所の窓口担当者から、国民年金にも加入しなければならない旨の説明を受け、妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

その際、国民健康保険料と夫婦二人分の国民年金保険料を合わせると1か月の納付額が高額となり納付が困難だったことから、国民健康保険料を分割納付にしてもらい、国民年金保険料については2年以内であれば納付が可能である旨の説明を受けたので、一人分の1か月分の保険料額である1万円から1万3,000円ぐらいの金額を毎月妻が納付し、1年半から2年ぐらいで申立期間の夫婦の国民年金保険料を完納した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が職場を退職して間もない平成9年4月頃に、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったとしているところ、A市の電算記録により、i) 申立人について、申立人の厚生年金保険被保険者資格の得喪に伴う9年3月1日付け国民年金被保険者資格取得日及び同年10月1日付け同資格喪失日が10年1月28日に処理されていること、ii) 申立人の妻について、申立人の厚生年金保険被保険者資格の得喪に伴う9年3月1日付け国民年金被保険者種別変更(第1号被保険者該当)及び同年10月1日付け同種別変更(第3号被保険者該当)が10年1月28日に処理されていることが確認できることから、申立人夫婦が申立期間に係る国民年金の加入手続を行った時期は同年1月頃と推認でき、当該手続時期は申立人の主張とは相違する。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人夫婦の国民年金の加入手続が行われたと推認される平成10年1月の時点において、申立期間の国民年金保険料は納付が可能であるが、当該期間は、申立人夫婦の保険料を納付していたとする申立人の妻の保険料もオンライン記録上未納とされているなど、申立人の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月から同年9月まで

平成9年2月に私の夫がそれまで勤務していた職場を退職したことに伴い、私が同年4月にA市B区役所で国民健康保険の加入手続を行った際、同区役所の窓口担当者から、国民年金にも加入しなければならない旨の説明を受け、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

その際、国民健康保険料と夫婦二人分の国民年金保険料を合わせると1か月の納付額が高額となり納付が困難だったことから、国民健康保険料を分割納付にしてもらい、国民年金保険料については2年以内であれば納付が可能である旨の説明を受けたので、一人分の1か月分の保険料額である1万円から1万3,000円くらいの金額を毎月納付し、1年半から2年ぐらいで申立期間の夫婦の国民年金保険料を完納した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が職場を退職して間もない平成9年4月頃に、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったとしているところ、A市の電算記録により、i) 申立人について、申立人の夫の厚生年金保険被保険者資格の得喪に伴う9年3月1日付け国民年金被保険者種別変更(第1号被保険者該当)及び同年10月1日付け同種別変更(第3号被保険者該当)が10年1月28日に処理されていること、ii) 申立人の夫について、自身の厚生年金保険被保険者資格の得喪に伴う9年3月1日付け国民年金被保険者資格取得日、及び同年10月1日付け同資格喪失日が、10年1月28日に処理されていることが確認できることから、申立人夫婦が申立期間に係る国民年金の加入手続を行った時期は同年1月頃と推認でき、当該手続時期は申立人の主張とは相違する。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人夫婦の国民年金加入手続が行われたと推認される平成10年1月の時点において、申立期間の国民年金保険料は納付が可能であるが、申立人が納付したとする申立人の夫の当該期間の保険料もオンライン記録上未納とされているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで

昭和 28 年 4 月 1 日から、学校に通学しながら、A社B支店（適用事業所名は、A社C支店）にD職のアルバイトとして勤務した。

昭和 44 年 2 月まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社E支店から提出された申立人に係る社員名簿により、申立人は、申立期間中の昭和33年8月20日に同社B支店の前身である同社E支店B分室に臨時作業員として採用され、その後36年4月1日に正社員となり、44年2月まで同社同支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社E支店から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（受付日：昭和35年4月6日）及び同資格喪失確認通知書（確認日：昭和44年2月18日）により、申立人は、同社C支店において昭和35年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、44年2月6日に同資格を喪失していることが確認でき、これらの記録は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社E支店は、「当時、厚生年金保険の適用については、正社員は、全員厚生年金保険に加入させていたが、正社員以外の者については雇用形態により厚生年金保険を適用しない場合があったと推測される。また、当時、臨時社員が正社員として採用される制度はあったが、正社員として採用されるまでの期間は一定ではなく個別に異なっていた。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる 36 人（申立人の代理人から名前が挙がった同僚二人を含む。）に照会し、21 人から回答が得られたところ、このうち自身の入社時期を記憶していた 17 人のうち 14 人は、入社から 7 か月から最大で 8 年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、前述の入社時期を記憶していた同僚の一人は、「厚生年金保険に加入する前に厚生年金保険料を給与から控除されていなかった。」と供述している。

以上のことから判断して、当時、当該事業所では、臨時社員について入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っておらず、事業主が正社員になるまでの間に何らかの基準により従業員ごとに同保険の加入の判断を行っていたと考えられる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月 7 日から 37 年 5 月 15 日まで
② 昭和 37 年 11 月 14 日から 39 年 7 月 1 日まで

日本年金機構から脱退手当金に係るはがきを受け取ったところ、申立期間①及び②については、脱退手当金が支給済みとされていた。

脱退手当金を受け取った記憶がないので、両申立期間について年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る A 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A 社を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した（昭和 39 年 7 月 1 日）後、昭和 54 年 10 月 29 日まで公的年金に加入していない申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険について脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 5 日から 43 年 7 月 10 日まで
日本年金機構から脱退手当金に係るはがきを受け取ったところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとされていた。
しかし、脱退手当金を請求したことも受給したこともないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から26日後の昭和43年8月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 12 月 1 日から 17 年 7 月 21 日まで

年金記録を確認したところ、A社を定年退職した後に再雇用された平成12年8月から17年7月までの期間のうち、申立期間前の標準報酬月額は20万円から24万円までとなっているのに対し、申立期間の標準報酬月額については、16万円又は17万円となっており、実際に支給を受けていた給与支給額より低額な記録となっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社から提出された所員給料支払明細により、申立期間のうち、平成15年1月、同年9月、同年11月、同年12月、16年5月及び同年6月については、同支払明細に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と申立期間について全て一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月9日から平成4年3月31日まで
昭和57年3月にA社を退職した後、同年4月から平成4年3月までB市C事業所に非常勤職員のD職として勤務していたが、年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する複数の辞令書及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月9日から58年12月31日までの期間、59年1月4日から同年3月31日までの期間、60年4月12日から61年2月21日までの期間、平成元年4月10日から同年10月18日までの期間、2年5月25日から同年10月31日までの期間及び3年4月1日から4年3月31日までの期間においてB市C事業所に非常勤職員のD職として任用され、全ての出勤日の特定はできないものの、当該各期間の一部の期間において勤務していたことは認められる。

しかしながら、B市C区E部は、「文書保存年限が経過し、関係資料を既に廃棄していることから、申立期間当時の状況は不明である。」と回答している上、申立期間当時のB市C事業所長も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた者5人に照会したところ、回答が得られた3人のうち1人は、「非常勤職員のD職は、年度ごとに

雇用期間が定められ、毎年度更新する非常勤職員と業務の繁忙期だけ雇用される非常勤職員がおり、申立人は、業務の繁忙期にだけ勤務していた。しかし、全ての非常勤職員が厚生年金保険に加入していたか否かは分からない。」と供述しており、他の一人は、「業務の繁忙期に勤務していた非常勤職員のD職は、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、残りの一人からは、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除をうかがわせる供述を得られなかった。

さらに、オンライン記録により、申立期間においてB市C事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた者6人（上記の同僚5人を除く。）に照会したところ、回答が得られた3人のうち1人は、「私は、毎年度、雇用期間が更新される非常勤職員のD職であり、採用された当初から厚生年金保険に加入していた。申立人は、職員が不足する業務繁忙期の午前又は午後の半日間だけ勤務していた記憶があるが、厚生年金保険に加入していたか否かは分からない。」と供述しており、他の一人は、「申立期間当時、厚生年金保険に加入できたのは雇用期間中に毎日勤務する非常勤職員だけで、業務の繁忙期だけ出勤する非常勤職員は、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、残りの一人からは、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除をうかがわせる供述を得られず、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていた具体的な記憶がない。

加えて、申立人が保管する辞令書によると、申立人の任用期間中の勤務日及び勤務時間は、「B市C事業所長が定める日時」と規定されており、各辞令書において任用期間中における特定日の特定時間、又は勤務日数だけがそれぞれ指定されていることが確認でき、申立期間においてB市C事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる上記の同僚全員が、「雇用期間中は、毎日、終日勤務していた。」と供述していることから、申立人の雇用形態は、これら同僚の雇用形態とは異なっていたものと推認できるとともに、申立人の同保健所における雇用保険の被保険者記録も確認できない。

その上、申立人が保管するF共済組合に係る任意継続組合員掛金決定通知書、任意継続組合員資格喪失申出書及び昭和58年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は、昭和57年4月1日から59年4月1日までの期間は、同共済組合の任意継続組合員であったことが確認できるとともに、B市から提出された国民健康保険加入記録により、申立人が同共済組合の任意継続組合員資格を喪失した同日から平成20年4月1日までの期間は、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 55 年 8 月 1 日から 56 年 9 月 1 日まで
④ 昭和 56 年 9 月 1 日から 57 年 9 月 1 日まで
⑤ 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 4 月 1 日まで
⑥ 昭和 59 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
⑦ 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 10 月 1 日まで
⑧ 昭和 63 年 4 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで
⑨ 平成 2 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
⑩ 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで
⑪ 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 4 月 1 日まで

昭和 41 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、年金記録を確認したところ、申立期間①、②、③、⑥及び⑧の転勤後の標準報酬月額の記録が、転勤前の標準報酬月額より低額又は同額となっており、申立期間⑨については、標準報酬月額が当時の給与支給額よりも低額な記録となっている。

また、申立期間⑤及び⑩は、当該期間に係る標準報酬月額の定時決定後の標準報酬月額の記録が、同決定前の標準報酬月額よりも低額な記録となっており、申立期間④、⑦及び⑪については、定時決定又は随時改定により決定された標準報酬月額の記録が、当時の給与支給額よりも低額な記録となっている。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、A 社在職中の給与は毎年昇給しており、転勤時には昇給・昇格していたことから、標準報酬月額が減額されることは考え難いので、各申立

期間の標準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①から⑩までの標準報酬月額の相違について申し立てているところ、B社では、「当社が保管する職員名簿（人事記録）により、申立期間①から⑩までに係る基本給、家族手当及び役付手当の支給額は確認できるものの、通勤手当及び時間外手当等を含めた給与の総支給額及び厚生年金保険料控除額については、関係資料が無く、当時の状況は不明である。」と回答している上、申立期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料も無いことから、申立期間①から⑩までについては、各申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間⑩について、B社は、「当社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（副）及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、厚生年金保険料は、標準報酬月額に見合う保険料額を控除していることが確認できることから、当時の事務処理は適切に行われていたものと考えられる。」と回答している。

さらに、B社では、「転勤に伴う厚生年金保険被保険者資格の取得届出時における報酬月額については、非固定的賃金（時間外手当見込額）を含めず、基本給等の固定的賃金のみを報酬月額として届出したことから、転勤後の標準報酬月額が転勤前の標準報酬月額より低額になったものと考えられる。また、当社の定期昇給は毎年4月であるが、昇給分の給与については、6月支給の給与において遡って支給していたことから、4月に転勤した者の標準報酬月額は、昇給前の給与額で届出したものと考えられる。しかし、厚生年金保険料については、各申立期間の標準報酬月額に見合った保険料額を給与から控除している。」と回答している。

加えて、オンライン記録により、申立てに係るA社C支店（以下「C支店」という。）、同社D支店（以下「D支店」という。）、同社E支店（以下「E支店」という。）、同社F支店（以下「F支店」という。）、B社G支店（以下「G支店」という。）及び同社本店に係る各申立期間において、それぞれ厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者143人を抽出して標準報酬月額の推移を確認したところ、事業所間の異動に伴い転勤後の標準報酬月額の等級が転勤前の等級より低くなっている者が35人確認できるとともに、標準報酬月額の定時決定において同決定後の標準報酬月額の等級が決定前の等級より低くなっている者が19人確認できるなど、申立人の標準報酬月額の記録だけが不自然な記録となっているような状況は認められない。

その上、申立人のC支店、D支店、E支店及びF支店に係る健康保険厚年

金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）における標準報酬月額
の記録は、オンライン記録と一致している上、これら支店にG支店及びB
社本店を含めオンライン記録において遡及して訂正されているなどの不自
然な処理が行われた形跡は無い。

- 2 申立期間①について、申立人は、「昭和51年4月1日にA社H支店からC
支店に転勤した後の標準報酬月額（16万円）が、転勤前の標準報酬月額（18
万円）よりも低額な記録となっているが、当時の給与支給額は20万円であ
った。」と主張しているところ、B社から提出された職員名簿により、転勤
後の基本給（13万4,000円）は、転勤前の基本給（12万2,000円）より高
額となっていることが確認できる。

しかしながら、C支店に係る被保険者原票により、申立期間①に同支店に
おいて被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所
在が確認できた同僚5人に照会したところ、回答が得られた3人全員が、「転
勤した時は、転勤先で改めて報酬月額の届出を行うことから、転勤後の諸手
当の支給状況により標準報酬月額は変更され、減額となることもあった。」
と供述している上、このうち一人は、「C支店勤務当時の標準報酬月額の決
定通知書を保管しているが、当該通知書における標準報酬月額は、私の年金
記録と一致している。」と供述しており、いずれの者からも申立人が主張す
る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認でき
る供述を得られず、申立人も申立期間①の報酬月額及び厚生年金保険料控除
額について具体的な記憶がない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく
厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる
関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②について、申立人は、「昭和52年10月1日にC支店からD支
店に転勤した後の標準報酬月額（20万円）は、転勤に伴い給与支給額が増
額した（24万円）にもかかわらず、転勤前の標準報酬月額と同額となっ
ている。」と主張しているところ、B社の回答から、申立人に対して異動に伴
う役付手当（1万円）が新たに支給されていることが確認できる。

しかしながら、D支店に係る被保険者原票により、申立期間②に同支店に
おいて被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所
在が確認できた同僚5人に照会したところ、回答が得られた4人のうち3人
は、「転勤者については、転勤先で厚生年金保険被保険者資格の取得手続を
行うこととなり、報酬月額も見直されることから、通勤手当、住宅手当及び
役付手当等の各種手当等に変動があった場合には、標準報酬月額が増額又は
減額される。」と供述している上、このうち一人は、「役付となった社員は、
会社が借り上げた住宅に入居することから、住宅手当が支給されないことと
なり、給与支給額も減額する。」と供述しており、いずれの者からも申立人

が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる供述を得られず、申立人も申立期間②の厚生年金保険料控除額について具体的な記憶がない。

また、上記の同僚5人のうちの1人から提出された賃金台帳及び所得税徴収簿（昭和52年11月22日支給）により、同人の報酬月額と標準報酬月額は符合しており、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額もオンライン記録において確認できる標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間③について、申立人は、「昭和55年8月1日にD支店からE支店に転勤した後の標準報酬月額（24万円）は、転勤に伴い給与支給額が増額している（38万円）はずであるが、転勤前の標準報酬月額（26万円）より低額となっている。」と主張している。

しかしながら、E支店に係る被保険者原票により、申立期間③に同支店において被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた同僚5人に照会したところ、回答が得られた3人のうち1人は、「転勤時には、転勤先における通勤手当及び住宅手当等の各種手当の支給額が変わることから、標準報酬月額も変動する。」と供述しており、他の二人からは、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる供述を得られず、申立人も申立期間③の厚生年金保険料控除額について具体的な記憶がない。

このほか、申立期間③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間④及び⑤について、申立人は、「E支店において昭和56年9月に改定された標準報酬月額（30万円）及び58年10月に定時決定された標準報酬月額（36万円）は、いずれも当時の給与支給額（38万円）よりも低額な記録となっている。」と主張しているところ、E支店に係る被保険者原票及びオンライン記録により、56年9月に標準報酬月額が24万円から30万円に改定され、58年10月の定時決定においては、標準報酬月額が38万円から36万円に変更されていることが確認できる。

しかしながら、B社では、「当社が保管する職員名簿等から、申立人の申立期間④当時の基本給は20万1,000円、これに家族手当（2万8,000円）及び役付手当（1万6,000円）を加算した計24万5,000円を支給しており、また、申立期間⑤当時は、基本給22万9,000円に家族手当（2万9,500円）及び役付手当（1万8,000円）を加算した計27万6,500円を支給していることが確認できるものの、通勤手当及び時間外手当等を含めた給与の総支給

額については、関係資料が無く不明である。しかし、これら各支給額から判断すると、両申立期間に係る報酬月額为社会保険事務所（当時）に対する届出は適切に行われていたものと考えられる。」と回答している。

また、前記4の項において回答が得られた同僚3人のうち1人は、「標準報酬月額の改定又は定時決定においては、時間外手当の支給状況に左右されることが多く、標準報酬月額の等級が1等級や2等級高低することはあった。」と供述している。

さらに、標準報酬月額は、厚生年金保険法第23条において、継続した固定的賃金の変動に伴い3か月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額が、前標準報酬月額の等級と2等級以上の高低が生じた場合に改定することができる」と規定されており、変動があつて初めて支給された月から4か月目の標準報酬月額から変更されることとなる。また、標準報酬月額の定時決定については、同法第21条により、5月、6月及び7月の3か月間（申立期間⑤当時）の報酬月額の平均額に基づき決定されることとなるが、申立期間④及び⑤について、申立人の主張する標準報酬月額を確認できる給与明細書等の資料は無い。

- 6 申立期間⑥について、申立人は、「昭和59年4月1日にE支店からF支店に転勤した後の標準報酬月額（34万円）は、転勤に伴い給与支給額が増額した（38万円）にもかかわらず、転勤前の標準報酬月額（36万円）より低額となっている。」と主張している。

しかしながら、F支店に係る被保険者原票により、申立期間⑥に同支店において被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた同僚5人に照会したところ、回答が得られた二人は、「当時の状況は分からない。」と回答しているものの、このうち一人は「転勤した場合、転勤先における昇任・昇給及び各種手当の支給状況等により、給与支給額も変わることから、標準報酬月額も変動する。」と供述している。

このほか、申立期間⑥について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 7 申立期間⑦について、申立人は、「昭和59年10月にF支店において定時決定された標準報酬月額（36万円）が、当時の給与支給額（38万円）よりも低額な記録となっている。」と主張しているところ、オンライン記録により、昭和59年10月の定時決定において申立人の標準報酬月額が34万円から36万円に変更されていることが確認できる。

しかしながら、B社では、「当行が保管する職員名簿等から、申立期間⑦当時の基本給は24万7,000円であり、これに家族手当（2万9,500円）及び役付手当（2万円）が加算されて計29万6,500円を支給していることが確認できるものの、通勤手当及び時間外手当等を含めた給与の総支給額につ

いては、関係資料が無く不明である。しかし、支給額から判断すると、申立期間⑦に係る報酬月額が社会保険事務所に対する届出は適切に行われていたものと考えられる。」と回答している。

また、前記6の項において回答が得られた同僚二人からは、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述が得られず、申立人も申立期間⑦の厚生年金保険料控除額について具体的な記憶がない。

このほか、申立期間⑦について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 8 申立期間⑧について、申立人は、「昭和63年4月1日にF支店からA社本店に転勤した後の標準報酬月額(41万円)は、転勤に伴い給与支給額が増額した(44万円)にもかかわらず、転勤前の標準報酬月額と同額となっている。」と主張しているところ、B社から提出された職員名簿及び同行の回答から、申立人の基本給は27万4,800円から28万4,300円に、役付手当は2万円から3万円にそれぞれ増額していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間⑧にA社本店において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた同僚5人に照会し、全員から回答が得られたところ、当時の記憶がないとする1人を除く4人は、「標準報酬月額は給与支給額に見合ったものであり、厚生年金保険料も給与から適切に控除されていた。」と供述しており、このうち二人は、「転勤時には、転勤先で厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていた。転勤先に応じて各種手当の変動があり、給与支給額も変動した。」と供述している。また、このうち社会保険事務を担当していたとする者は、「社会保険事務所に対する各種届出は適正に行っており、厚生年金保険料は、給与支給額に応じて決定された標準報酬月額に基づき、適切に算定し、給与から控除していた。」と供述している。

このほか、申立期間⑧について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 9 申立期間⑨について、申立人は、「平成2年4月1日にB社本店からG支店に転勤した後の標準報酬月額(47万円)は、転勤に伴い増額した給与支給額(53万円)より低額な記録となっている。」と主張している。

しかしながら、G社では、「当社が保管する職員名簿等から、申立人は、転勤に伴い時間外手当の支給対象外となるI職に発令されており、給与の総支給額は不明であるものの、基本給、家族手当及び役付手当の合計支給額については、35万6,300円から37万4,300円に増額したことが確認できる。また、申立人の標準報酬月額は、転勤前の44万円から47万円へと標準報酬

月額等級が1等級高くなっていることから判断すると、前記の合計支給額に加算する通勤手当等の支給額を考慮しても、申立人が主張する標準報酬月額53万円に見合う給与を支給していたものとは考え難い。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立期間⑨にG支店において被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた同僚4人に照会し、このうち回答が得られた二人は、「標準報酬月額は、当時の給与支給額に見合ったものであり、厚生年金保険料も給与から適切に控除されていた。」と供述しており、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる供述を得られず、申立人も申立期間⑨の厚生年金保険料控除額について具体的な記憶がない。

このほか、申立期間⑨について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 10 申立期間⑩について、申立人は、「平成11年10月にB社本店において定時決定された標準報酬月額（47万円）が、同決定前の標準報酬月額（53万円）より低額な記録となっているが、当時の給与支給額に変更は無かった。」と主張している。

しかしながら、B社から提出された職員名簿及び同社の回答から、時間外手当等の非固定的賃金の支給状況が不明であるものの、申立人の基本給は、平成11年4月1日に33万9,200円から33万1,300円に減額されていることが確認できる。

また、前記8の項で回答が得られた同僚5人のうち1人は、「毎年10月に決定される標準報酬月額は、残業手当の支給状況により左右されることから、標準報酬月額の算定対象月に係る残業は控えていた。このため、定時決定において標準報酬月額等級が決定前の等級より低くなったことがある。」と供述しており、他の4人からは、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる供述を得られず、申立人も申立期間⑩の厚生年金保険料控除額について具体的な記憶がない。

このほか、申立期間⑩について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 11 申立期間⑪について、申立人は、「平成12年10月にB社本店において定時決定された標準報酬月額（50万円）は、当時の給与支給額に見合う標準報酬月額（53万円）となっていない。」と主張している。

しかしながら、B社から提出された平成13年3月31日付けの退職者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（副）から、申立人の退職時の標準報酬月額は50万円であることが確認でき、当該標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できるとともに、同社から提出された

同年3月22日支給の給与に係る賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、標準報酬月額50万円に見合う報酬月額（50万5,613円）の支払いを受け、標準報酬月額50万円に見合う厚生年金保険料（4万3,375円）が給与から控除されていることが確認できる上、ほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も申立期間⑪の厚生年金保険料控除額について具体的な記憶がない。

このほか、申立期間⑪について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 12 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、全ての申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで
② 昭和 45 年 4 月 28 日から 46 年 4 月 1 日まで

申立期間①はA社（現在は、B社）が経営するC事業所、申立期間②はD社E事業所にそれぞれF職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録によると、両申立期間に係る標準報酬月額は、いずれも当時の給与支給額よりも低額な記録となっているので、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「短期大学を卒業した後、昭和 44 年 4 月にA社が経営するC事業所に採用されたが、同社に勤務していた期間の標準報酬月額（2万円）は、同社から支払いを受けた給与支給額（3万円）よりも低額となっている。」と主張しているところ、B社では、「当時の資料が無く、申立人がA社に在籍していたか否かも確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間①における給与の支給状況及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人が申立期間①当時の同僚等として名前を挙げた者4人のうち、唯一生存及び所在が確認できた者は、「当時の給与支給額と年金記録の標準報酬月額は符合していると思う。申立人の給与支給額については、聞いたこともないが、私とほぼ同額であったと思う。」と供述しているところ、オンライン記録により、同人の申立期間①の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認できる。

さらに、上記の同僚のほか、オンライン記録により、申立期間①にA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者の

うち、生存及び所在が確認できた5人に照会したところ、回答が得られた4人は、「当時の給与支給額は、年金記録の標準報酬月額と符合していると思う。」と供述しているとともに、このうち二人は、「当時の給与支給額は約2万円で、申立人の給与支給額と同じぐらいであったと思う。」と供述しており、当該4人の申立期間①の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認でき、申立人が主張する標準報酬月額（3万円）を決定されている者はいない。

加えて、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録とオンライン記録は一致している上、申立期間①に係る標準報酬月額の記録について、遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡も無い。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和45年4月にA社の事業所がG法人になったことから、事業所の名称が『E事業所』となり、私も同事業所に移籍した。しかし、移籍後、同事業所が46年4月にH共済組合に加入するまでの期間の標準報酬月額（2万4,000円）は、同事業所から支払いを受けた給与支給額（4万8,000円）よりも低額な記録となっている。」と主張しているところ、E事業所では、「申立人の履歴書を保管しているものの、給与及び社会保険に関する資料が無く、申立期間②当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間②における給与の支給状況及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人が申立期間②当時の同僚等として名前を挙げた者5人のうち3人は、申立人が姓のみを挙げていることから個人を特定することができず、他の二人のうち唯一生存及び所在が確認できた者に照会し、回答が得られたものの、同人からは、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和45年4月28日に被保険者資格を取得している者は、申立人を除いて7人（上記の同僚等5人のうち2人を含む。）確認でき、このうち申立人と同様にA社から同事業所に移籍したとみられる申立人と同年代の同僚が二人確認できるところ、当該同僚二人の申立期間②の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

加えて、上記の被保険者資格取得者7人のうち、申立人が名前を挙げた同僚を除いて生存及び所在が確認できた3人に照会したところ、唯一回答が得られた者は、「当時の給与支給額と年金記録の標準報酬月額は符合していると思う。申立人の給与支給額は、私の給与支給額と同額であったと思う。」

と供述しており、オンライン記録により、同人の申立期間②に係る標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

その上、申立人のE事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録とオンライン記録は一致している上、当該記録について、遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡も無い。

このほか、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 8 月 1 日から 46 年 9 月 1 日まで
② 昭和 46 年 9 月 1 日から 47 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 48 年 8 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで
④ 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 10 月 1 日まで
⑤ 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 10 月 1 日まで
⑥ 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 10 月 1 日まで
⑦ 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで

昭和 36 年 10 月 31 日から平成 7 年 3 月 21 日までA社B工場（現在は、C社）に勤務した。

各申立期間について、給与支給明細表の報酬月額よりも標準報酬月額が低額となっていたため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑦までの標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、各申立期間について、申立人が保管している給与支給明細表において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額である期間が確認できるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライ

ン記録で確認できる標準報酬月額と全て一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

北海道厚生年金 事案 3938 (事案 2279 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 12 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで
② 昭和 38 年 1 月から同年 8 月 1 日まで

申立期間①については、A社にB職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②については、C社にB職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたが認められなかった。納得できないので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) 事業所名簿によると、D市E区(当時)又は同市F区に所在したA社が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無く、商業・法人登記簿謄本の記録においても、Aという名称の事業所が当該地域に存在していたことは確認できないこと、ii) D市G局に照会したところ、「廃業後3年以上経過した事業所については、営業許可関連資料が廃棄済みのため不明である。」と回答しているほか、D県H業組合に照会したものの、「A社が当組合の組合員であった形跡は無く、古くから理事を務める者にも確認してみたものの、同社の情報は得られなかった。」と回答しており、A社に係る情報は得られないこと、iii) 申立人はA社の事業主の氏名を記憶していないほか、申立人がA社のI職であったとする者についても、姓しか記憶していないことから、個人を特定することができないため、これらの者から申立人の勤務状況及びA社における厚生年金保険の適用状況について確認することはできず、ほかに申立人がA社に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iv) 厚生年金保険料が事業主により給与から控除されてい

た事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと、また、申立期間②については、i) 事業所名簿によると、D市F区に所在したC社が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無く、商業・法人登記簿謄本の記録においても、C社という名称の事業所が当該地域に存在していたことは確認できないこと、ii) D市G局に照会したところ、「廃業後3年以上経過した事業所については、営業許可関連資料が廃棄済みのため不明である。」と回答しているほか、D県H業組合に照会したものの、「C社が当組合の組合員であった形跡は無く、古くから理事を務める者にも確認してみたものの、同社の情報は得られなかった。」と回答しており、C社に係る情報は得られないこと、iii) 申立人はC社の事業主や一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務状況及びC社における厚生年金保険の適用状況について確認することはできず、ほかに申立人がC社に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iv) 厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、これらを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年7月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、新たな資料等を提出することなく、「納得できない。」旨主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。